JWWA B 139: 2007 (水道用ステンレス製サドル付分水栓)は,平成21年2月24日付,平成22年2月26日付及び平成23年3月30日付で一部改正されました。 改正箇所を次に掲載します。(全2ページ)なお,これ以外の規定内容に変更はありません。

平成 21 年 2 月 24 日付改正 (平成 21 年 4 月 1 日適用) 箇所

頁	改正前			改正後			備考
12	表 A.2			表 A.2	_		
	項目	基準		項目		基準	3 か所
	有機物[全有機炭素(TOC)の量] mg/	5 以下		有機物 [全有機炭素 (TOC) の量]	mg/L	3.以下	いずれも
13	表 A.3			表 A.3			
	項目	基準		項目		基準	
	略			略			1,1-ジクロロエチレ
	1.1-ジクロロエチレン mg/	2 0.02 以下					ンを削除
	シス-1,2-ジクロロエチレン			シス-1,2-ジクロロエチレン <u>及び</u>			
	mg/l	. 0.04 以下		トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04 以下	
	略			略			
	有機物[全有機炭素(TOC)の量] mg/	_ 5 以下		有機物 [全有機炭素 (TOC) の量]	mg/L	3.以下	
	略			略			
18	表 B.3		_	表 B.3			_
	項目	基準		項目		基準	
	略			略			1,1-ジクロロエチレ
	1,1-ジクロロエチレン mg/	0.002 以下					ンを削除
	シス-1,2-ジクロロエチレン			シス-1,2-ジクロロエチレン及び			
	mg/l	. 0.004 以下		トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 以下	
	略			略			

平成22年2月26日付改正(平成22年4月1日適用) 箇所

頁	改正前 改正前	備考				
—				改正後		
13	表 A.3		表 A. 3			
	項目	基準	項目	基準		
	カドミウム及びその化合物 mg/L	カドミウムの量に関して,	カドミウム及びその化合物 mg/L	カドミウムの量に関して,		
		0.01 以下		0.003 以下		
	略		略		1,1,2-トリクロロエタ ンを削除	
	1,1,2-トリクロロエタン mg/L	0.006以下			ノで削除	
	略		略			
18	表 B.3		表 B.3			
	項目	基準	項目	基準		
	カドミウム及びその化合物 mg/L	カドミウムの量に関して,	カドミウム及びその化合物 mg/L	カドミウムの量に関して,		
		0.001 以下		0.000 3 以下		
	略		略		1,1,2-トリクロロエタ	
	1,1,2-トリクロロエタン mg/L	0.000 6 以下			ンを削除	
	略		略			

平成23年3月30日付改正(平成23年4月1日適用) 箇所

頁	改正前				改正後			備考
13	附属書 A.3				附属書 A.3			
	項目		基準		項目		基準	
	略				略			
	トリクロロエチレン	mg/L	0.03 以下		トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	
	略				略			
18	附属書 B.3				附属書 B.3			
	項目		基準		項目		基準	
	略				略			
	トリクロロエチレン	mg/L	0.003 以下		トリクロロエチレン	mg/L	0.001以下	
	略				略			